

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月27日
【会社名】	スター・マイカ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Star Mica Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水永 政志
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	03-5776-2785
【事務連絡者氏名】	長谷 学
【最寄りの連絡場所】	スター・マイカ株式会社 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	03-5776-2701
【事務連絡者氏名】	スター・マイカ株式会社 経営管理部長 相澤 貴純
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	0円（注）1 5,820,779,600円（注）2 （注）1．新株予約権証券の発行価額の総額です。 2．新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月26日の当社及びスター・マイカ株式会社（以下「スター・マイカ」といいます。）の株主総会において、それぞれ株式交換契約が承認されたこと、当社及びスター・マイカが2019年2月26日付で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項、企業内容等に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したこと、並びにスター・マイカが2019年2月27日付で関東財務局長に有価証券報告書を提出したことに伴い、2019年2月7日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関連する事項を訂正するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

3 組織再編成に係る契約

7 組織再編成に関する手続

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

4 経営上の重要な契約等

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

2 主要な設備の状況

3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

1 財務諸表等

第六部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	55,640個（注）1、2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	2019年6月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. スター・マイカ・ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）及びスター・マイカ株式会社（以下「スター・マイカ」といいます。）は、2019年6月1日付けで当社を株式交換完全親会社とし、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を予定しております。

2. 本届出書に係る新株予約権は、以下のとおりです。

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第1回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第2回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第3回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第4回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第5回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第6回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第7回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第8回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第9回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第10回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第11回新株予約権

3. 2019年2月7日現在におけるスター・マイカの上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、スター・マイカの新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
4. 割当対象者は、基準時におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録されたスター・マイカの新株予約権者であります。
5. 新株予約権は、2018年11月1日の当社及びスター・マイカ両社の取締役会決議（株式交換契約の承認及び株主総会への付議）、並びに2019年2月26日開催予定の両社の株主総会の特別決議（株式交換契約の承認）に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。

(訂正後)

発行数	55,640個（注）1、2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	2019年6月1日
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. スター・マイカ・ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）及びスター・マイカ株式会社（以下「スター・マイカ」といいます。）は、2019年6月1日付けで当社を株式交換完全親会社とし、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を予定しております。

2. 本届出書に係る新株予約権は、以下のとおりです。

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第1回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第2回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第3回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第4回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第5回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第6回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第7回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第8回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第9回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第10回新株予約権

当社が、本株式交換に際し、スター・マイカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録された「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の新株予約権者に対し、その保有する新株予約権1個につき、新株予約権1個を付与する当社の第11回新株予約権

3. 2019年2月27日現在におけるスター・マイカの上記新株予約権の数の合計に基づいて算出しております。なお、実際に当社が交付する新株予約権の数は、スター・マイカの新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
4. 割当対象者は、基準時におけるスター・マイカの新株予約権原簿に記載又は記録されたスター・マイカの新株予約権者であります。
5. 新株予約権は、2018年11月1日の当社及びスター・マイカ両社の取締役会決議（株式交換契約の承認及び株主総会への付議）、並びに2019年2月26日の両社の株主総会の特別決議（株式交換契約の承認）に基づき行う本株式交換に伴い発行する予定です。

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

第 1 回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2 - 1）の3．をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2 - 1）の6．をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	160,000,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2 - 1）の8．をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2 - 1）の9．をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

- 2．新株予約権の目的となる株式の数（640,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（250円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第1回新株予約権の個数が変動することがあります。

第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-2）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-2）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	16,200円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2040年3月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-2）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-2）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（16,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第2回新株予約権の個数が変動することがあります。

第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-3）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-3）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	24,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2041年7月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-3）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-3）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（24,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第3回新株予約権の個数が変動することがあります。

第4回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2 - 4）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2 - 4）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	44,600円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 243円 資本組入額 122円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2042年4月30日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2 - 4）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2 - 4）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（44,600株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第4回新株予約権の個数が変動することがあります。

第5回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-5）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-5）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	27,200円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 620円 資本組入額 310円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2043年4月30日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-5）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-5）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（27,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第5回新株予約権の個数が変動することがあります。

第6回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-6）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-6）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	31,600円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 509円 資本組入額 255円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2044年4月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-6）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-6）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（31,600株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第6回新株予約権の個数が変動することがあります。

第7回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-7）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-7）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	57,222,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-7）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年1月29日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-7）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（102,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（561円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第7回新株予約権の個数が変動することがあります。

第8回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-8）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-8）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,602,900,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-8）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2026年2月8日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-8）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-8）の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-8）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（900,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1,781円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第8回新株予約権の個数が変動することがあります。

第9回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-9）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-9）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,000,034,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-9）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-9）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-9）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-9）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（427,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（2,342円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第9回新株予約権の個数が変動することがあります。

第10回新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-10）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-10）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：2,342円（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の5.記載のとおり調整されることがある。）</p> <p>5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株</p> <p>6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：836,562,400円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）</p> <p>7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-10）の9.を参照。）。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-10）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,000,160,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-10）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-10）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（357,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の当初行使価額（2,800円）を乗じた金額となります。なお、行使価額の修正についての詳細は株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。また、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第10回新株予約権の個数が変動することがあります。

第11回新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-11）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-11）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,800円（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：1,473,920,000円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-11）の9.を参照。）。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-11）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,000,320,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-11）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-11）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（526,400株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の当初行使価額（3,800円）を乗じた金額となります。なお、行使価額の修正についての詳細は株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。また、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第11回新株予約権の個数が変動することがあります。

(訂正後)

第1回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-1）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-1）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	160,000,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-1）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-1）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（640,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（250円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第1回新株予約権の個数が変動することがあります。

第2回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-2）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-2）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	16,200円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2040年3月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-2）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-2）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（16,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第2回新株予約権の個数が変動することがあります。

第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-3）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-3）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	24,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2041年7月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-3）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-3）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（24,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第3回新株予約権の個数が変動することがあります。

第4回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2 - 4）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2 - 4）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	44,600円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 243円 資本組入額 122円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2042年4月30日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2 - 4）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2 - 4）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（44,600株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第4回新株予約権の個数が変動することがあります。

第5回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-5）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-5）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	27,200円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 620円 資本組入額 310円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2043年4月30日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-5）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-5）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（27,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第5回新株予約権の個数が変動することがあります。

第6回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2 - 6）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2 - 6）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	31,600円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 509円 資本組入額 255円
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2044年4月14日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2 - 6）の7.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2 - 6）の12.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（31,600株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時までに「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第6回新株予約権の個数が変動することがあります。

第7回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-7）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-7）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	57,222,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-7）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年1月29日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-7）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（102,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（561円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第7回新株予約権の個数が変動することがあります。

第8回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2 - 8）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2 - 8）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,602,900,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2 - 8）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2026年2月8日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2 - 8）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2 - 8）の10.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2 - 8）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（900,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（1,781円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第8回新株予約権の個数が変動することがあります。

第9回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-9）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-9）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,000,034,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-9）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-9）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-9）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-9）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（427,000株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格（2,342円）を乗じた金額となります。なお、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第9回新株予約権の個数が変動することがあります。

第10回新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-10）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-10）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,342円（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：836,562,400円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-10）の9.を参照。）。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-10）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,000,160,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-10）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-10）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（357,200株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の当初行使価額（2,800円）を乗じた金額となります。なお、行使価額の修正についての詳細は株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。また、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第10回新株予約権の個数が変動することがあります。

第11回新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-11）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-11）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：2,800円（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の5.記載のとおり調整されることがある。）</p> <p>5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株</p> <p>6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：1,473,920,000円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）</p> <p>7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-11）の9.を参照。）。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-11）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,000,320,000円（注）2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-11）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	-
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の8.をご参照ください。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の9.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-11）の11.をご参照ください。

（注）1. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数（526,400株）に新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の当初行使価額（3,800円）を乗じた金額となります。なお、行使価額の修正についての詳細は株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。また、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第11回新株予約権の個数が変動することがあります。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

3【組織再編成に係る契約】

1．株式交換契約の内容の概要

（訂正前）

当社及びスター・マイカは、2018年11月1日、両社株主総会の承認を前提として、2019年6月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、スター・マイカを完全子会社とする本株式交換を行うこととする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換契約に基づき、スター・マイカの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付します。本株式交換契約の内容は下記の「2．株式交換契約の内容」のとおりです。

（訂正後）

2018年11月1日付で当社及びスター・マイカとの間で締結されました、2019年6月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、スター・マイカを完全子会社とする本株式交換を行うこととする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）は、2019年2月26日に当社及びスター・マイカの株主総会において承認されました。

本株式交換契約に基づき、スター・マイカの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付します。本株式交換契約の内容は下記の「2．株式交換契約の内容」のとおりです。

7【組織再編成に関する手続】

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法（訂正前）

本株式交換に関し、当社においては会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、株式交換契約、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、スター・マイカの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、スター・マイカにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2019年2月8日より当社本店に備え置く予定です。

の書類は、2018年11月1日の当社及びスター・マイカの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、本株式交換契約における、スター・マイカの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、スター・マイカの2018年11月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、スター・マイカの2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は当社の2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、スター・マイカにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及びスター・マイカにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2019年2月8日より、スター・マイカ本店に備え置く予定です。

の書類は、2018年11月1日の当社及びスター・マイカの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、当社の定款の定め、当社株式の換価の方法、当社株式の市場価格に関する事項、当社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除く）に係る貸借対照表の内容等を説明するための書類、の書類は、本株式交換契約における、スター・マイカの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、当社の2018年11月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、当社の2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は、スター・マイカの2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、スター・マイカの本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

（訂正後）

本株式交換に関し、当社においては会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の各規定に基づき、株式交換契約、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、スター・マイカの最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、スター・マイカにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及び当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2019年2月8日より当社本店に備え置いております。

の書類は、2018年11月1日の当社及びスター・マイカの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、本株式交換契約における、スター・マイカの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、スター・マイカの2018年11月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、スター・マイカの2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は当社の2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、当社本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

次に、スター・マイカにおいては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条の各規定に基づき、株式交換契約、交換対価の相当性に関する事項、交換対価について参考となるべき事項、株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項、当社の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面、当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容、及びスター・マイカにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、2019年2月8日より、スター・マイカ本店に備え置いております。

の書類は、2018年11月1日の当社及びスター・マイカの取締役会において承認された株式交換契約であります。の書類は、本株式交換に際して株式交換比率及びその株式交換比率の算定根拠並びに上記株式交換契約において定める当社の増加する資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。の書類は、当社の定款の定め、当社株式の換価の方法、当社株式の市場価格に関する事項、当社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除く）に係る貸借対照表の内容等を説明するための書類、の書類は、本株式交換契約における、スター・マイカの新株予約権者に対して交付する当社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法に関する定めが相当であることを説明した書類であります。の書類は、当社の2018年11月期の計算書類等に関する書類であります。の書類は、当社の2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であり、の書類は、スター・マイカの2018年11月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象を記載した書面であります。

これらの書類は、スター・マイカの本店において、営業時間内に閲覧することができます。なお、本株式交換の効力が生ずる日までの間に、上記の から に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(訂正前)

株式交換契約承認の取締役会（両社）	2018年11月1日（木曜日）
株式交換契約締結日（両社）	2018年11月1日（木曜日）
株式交換契約承認臨時株主総会決議日（当社）	<u>2019年2月26日（火曜日）（予定）</u>
株式交換契約承認定時株主総会決議日（スター・マイカ）	<u>2019年2月26日（火曜日）（予定）</u>
株式売買最終日（スター・マイカ）	2019年5月28日（火曜日）（予定）
上場廃止日（スター・マイカ）	2019年5月29日（水曜日）（予定）
株式交換実施予定日（効力発生日）	2019年6月1日（土曜日）（予定）
株式上場予定日（当社）	2019年6月1日（土曜日）（予定）

ただし、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

(訂正後)

株式交換契約承認の取締役会（両社）	2018年11月1日（木曜日）
株式交換契約締結日（両社）	2018年11月1日（木曜日）
株式交換契約承認臨時株主総会決議日（当社）	<u>2019年2月26日（火曜日）</u>
株式交換契約承認定時株主総会決議日（スター・マイカ）	<u>2019年2月26日（火曜日）</u>
株式売買最終日（スター・マイカ）	2019年5月28日（火曜日）（予定）
上場廃止日（スター・マイカ）	2019年5月29日（水曜日）（予定）
株式交換実施予定日（効力発生日）	2019年6月1日（土曜日）（予定）
株式上場予定日（当社）	2019年6月1日（土曜日）（予定）

ただし、今後手続を進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社による協議の上、日程を変更する場合があります。

第2【統合財務情報】

(訂正前)

(前略)

<スター・マイカの主要な連結経営指標等>

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2014年11月	2015年11月	2016年11月	2017年11月	2018年11月
売上高 (千円)	13,901,173	19,333,365	20,973,884	23,075,197	30,281,591
経常利益 (千円)	1,286,375	1,797,119	2,581,333	2,982,310	3,245,305
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	772,912	1,114,275	1,678,356	2,068,836	2,154,680
包括利益 (千円)	775,899	1,120,876	1,695,804	2,066,105	2,147,622
純資産額 (千円)	11,622,473	12,554,272	13,906,269	15,510,492	17,165,479
総資産額 (千円)	44,229,087	48,802,817	51,651,646	54,683,807	63,536,989
1株当たり純資産額 (円)	638.97	690.43	764.63	853.22	937.51
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.94	61.62	92.72	114.23	118.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	41.57	59.63	89.42	109.43	113.41
自己資本比率 (%)	26.1	25.6	26.8	28.3	26.9
自己資本利益率 (%)	6.9	9.3	12.7	14.1	13.2
株価収益率 (倍)	13.6	11.5	10.8	14.6	15.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,648,613	2,190,891	782,827	1,821,831	4,708,773
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,850,052	852,166	629,546	1,567	59,130
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,861,139	2,939,937	1,173,033	828,782	6,577,363
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,037,117	1,933,996	3,260,310	2,265,694	4,075,154
従業員数 (人)	70	77	90	133	170
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(11)	(17)	(29)	(28)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. スター・マイカは、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 連結経営指標等（発行済株式総数、株価収益率、配当性向、従業員数を除く。）は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成された財務諸表等により記載しており、第14期から第17期までの連結財務諸表等については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第18期（2018年11月期）につきましては、本届出書提出日現在監査報告書を受領しておりません（2019年2月26日開催予定の定時株主総会終了後に受領する予定です。）。

(後略)

(訂正後)

(前略)

<スター・マイカの主要な連結経営指標等>

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2014年11月	2015年11月	2016年11月	2017年11月	2018年11月
売上高 (千円)	13,901,173	19,333,365	20,973,884	23,075,197	30,281,591
経常利益 (千円)	1,286,375	1,797,119	2,581,333	2,982,310	3,245,305
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	772,912	1,114,275	1,678,356	2,068,836	2,154,680
包括利益 (千円)	775,899	1,120,876	1,695,804	2,066,105	2,147,622
純資産額 (千円)	11,622,473	12,554,272	13,906,269	15,510,492	17,165,479
総資産額 (千円)	44,229,087	48,802,817	51,651,646	54,683,807	63,536,989
1株当たり純資産額 (円)	638.97	690.43	764.63	853.22	937.51
1株当たり当期純利益金額 (円)	42.94	61.62	92.72	114.23	118.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	41.57	59.63	89.42	109.43	113.41
自己資本比率 (%)	26.1	25.6	26.8	28.3	26.9
自己資本利益率 (%)	6.9	9.3	12.7	14.1	13.2
株価収益率 (倍)	13.6	11.5	10.8	14.6	15.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,648,613	2,190,891	782,827	1,821,831	4,708,773
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,850,052	852,166	629,546	1,567	59,130
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,861,139	2,939,937	1,173,033	828,782	6,577,363
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,037,117	1,933,996	3,260,310	2,265,694	4,075,154
従業員数 (人)	70	77	90	133	170
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(11)	(17)	(29)	(28)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. スター・マイカは、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 連結経営指標等（発行済株式総数、株価収益率、配当性向、従業員数を除く。）は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成された財務諸表等により記載しており、第14期から第18期までの連結財務諸表等については、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ 監査法人の監査を受けております。なお、第18期（2018年11月期）につきましては、2019年2月26日付で監査報告書を受領しております。

(後略)

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

年月	概要
1998年7月	有価証券の保有及び運用を目的として東京都足立区に当社設立
2018年11月	スター・マイカと本株式交換契約を締結。

（訂正後）

年月	概要
1998年7月	有価証券の保有及び運用を目的として東京都足立区に当社設立
2018年11月	スター・マイカと本株式交換契約を締結。
2019年2月	当社の株主総会において本株式交換契約について承認決議

第2【事業の状況】

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

（訂正前）

当社の資金状況ですが、決算期を4月末日から11月末日に変更したことに伴い、2018年5月1日から2018年11月30日までの変則決算となりましたが、受取配当金収入等により営業活動によるキャッシュ・フローは81,438千円の収入（前期比60,089千円の収入増）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の購入等により、4,531千円の支出（前期は48,441千円の収入）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金残高が減少したことにより、289,392千円の支出（前期は2,912千円の収入）となりました。資本の財源及び資金の流動性につきましては、本株式交換によるスター・マイカの完全子会社化を見据えて、適切な水準の流動性維持及び効率的な資金の確保を最優先としており、運転資金については短期借入金で調達しております。

なお、スター・マイカの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、スター・マイカの有価証券報告書（2018年2月26日提出）並びに四半期報告書（2018年4月6日、2018年7月6日及び2018年10月5日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社の資金状況ですが、決算期を4月末日から11月末日に変更したことに伴い、2018年5月1日から2018年11月30日までの変則決算となりましたが、受取配当金収入等により営業活動によるキャッシュ・フローは81,438千円の収入（前期比60,089千円の収入増）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の購入等により、4,531千円の支出（前期は48,441千円の収入）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金残高が減少したことにより、289,392千円の支出（前期は2,912千円の収入）となりました。資本の財源及び資金の流動性につきましては、本株式交換によるスター・マイカの完全子会社化を見据えて、適切な水準の流動性維持及び効率的な資金の確保を最優先としており、運転資金については短期借入金で調達しております。

なお、スター・マイカの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社はスター・マイカとの間で、2018年11月1日、両社株主総会の承認を前提として、2019年6月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、スター・マイカを完全子会社とする本株式交換を行うこととする本株式交換契約を締結しております。詳細については、前記「第二部 [組織再編成（公開買付け）に関する情報] 第1 [組織再編成（公開買付け）の概要] 3 [組織再編成に係る契約] 」をご参照ください。

なお、スター・マイカの経営上の重要な契約等については、スター・マイカの有価証券報告書（2018年2月26日提出）並びに四半期報告書（2018年4月6日、2018年7月6日及び2018年10月5日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社はスター・マイカとの間で、2018年11月1日、両社株主総会の承認を前提として、2019年6月1日（予定）を効力発生日とし、当社を完全親会社、スター・マイカを完全子会社とする本株式交換を行うこととする本株式交換契約を締結しております。詳細については、前記「第二部 [組織再編成（公開買付け）に関する情報] 第1 [組織再編成（公開買付け）の概要] 3 [組織再編成に係る契約] 」をご参照ください。

なお、スター・マイカの経営上の重要な契約等については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(2) スター・マイカ

（訂正前）

スター・マイカの有価証券報告書（2018年2月26日提出）並びに四半期報告書（2018年4月6日、2018年7月6日及び2018年10月5日提出）をご参照ください。

（訂正後）

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(2) スター・マイカ

（訂正前）

スター・マイカの有価証券報告書（2018年2月26日提出）並びに四半期報告書（2018年4月6日、2018年7月6日及び2018年10月5日提出）をご参照ください。

（訂正後）

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(2) スター・マイカ

（訂正前）

スター・マイカの有価証券報告書（2018年2月26日提出）並びに四半期報告書（2018年4月6日、2018年7月6日及び2018年10月5日提出）をご参照ください。

（訂正後）

スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

(前略)

イ 第1回新株予約権

新株予約権の数	3,200個(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書(別紙2-1)の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書(別紙2-1)の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書(別紙2-1)の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 2019年2月7日現在における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第1回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第1回新株予約権の個数が変動することがあります。

□ 第2回新株予約権

新株予約権の数	81個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-2）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-2）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2040年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-2）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-2）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月7日現在における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第2回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第2回新株予約権の個数が変動することがあります。

八 第3回新株予約権

新株予約権の数	120個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-3）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-3）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2041年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-3）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-3）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月7日現在における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第3回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第3回新株予約権の個数が変動することがあります。

二 第4回新株予約権

新株予約権の数	223個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-4）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-4）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2042年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 243円 資本組入額 122円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-4）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-4）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月7日現在におけるスター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第4回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第4回新株予約権の個数が変動することがあります。

ホ 第5回新株予約権

新株予約権の数	13,600個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-5）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-5）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2043年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 620円 資本組入額 310円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-5）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-5）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月7日現在における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第5回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第5回新株予約権の個数が変動することがあります。

ヘ 第6回新株予約権

新株予約権の数	15,800個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-6）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-6）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2044年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 509円 資本組入額 255円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-6）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-6）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月7日現在における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第6回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第6回新株予約権の個数が変動することがあります。

ト 第7回新株予約権

新株予約権の数	510個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-7）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-7）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-7）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-7）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月7日現在における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第7回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第7回新株予約権の個数が変動することがあります。

チ 第8回新株予約権

新株予約権の数	9,000個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-8）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-8）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2026年2月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-8）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-8）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-8）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月7日現在における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第8回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第8回新株予約権の個数が変動することがあります。

（訂正後）

（前略）

イ 第1回新株予約権

新株予約権の数	3,200個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-1）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-1）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2022年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 250円 資本組入額 125円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-1）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第1回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2002年12月11日開催の臨時株主総会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第1回新株予約権の個数が変動することがあります。

□ 第2回新株予約権

新株予約権の数	81個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-2）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-2）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2040年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-2）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-2）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第2回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2010年2月26日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第2回新株予約権の個数が変動することがあります。

八 第3回新株予約権

新株予約権の数	120個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-3）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-3）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2041年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 384円 資本組入額 192円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-3）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-3）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第3回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2011年6月30日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第3回新株予約権の個数が変動することがあります。

二 第4回新株予約権

新株予約権の数	223個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-4）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-4）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2042年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 243円 資本組入額 122円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-4）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-4）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在におけるスター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第4回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2012年4月13日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第4回新株予約権の個数が変動することがあります。

ホ 第5回新株予約権

新株予約権の数	13,600個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-5）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-5）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2043年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 620円 資本組入額 310円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-5）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-5）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第5回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2013年4月11日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第5回新株予約権の個数が変動することがあります。

ヘ 第6回新株予約権

新株予約権の数	15,800個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-6）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-6）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2044年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 509円 資本組入額 255円
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-6）の7.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-6）の12.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第6回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2014年3月31日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第6回新株予約権の個数が変動することがあります。

ト 第7回新株予約権

新株予約権の数	510個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-7）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-7）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-7）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-7）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-7）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第7回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2015年1月15日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第7回新株予約権の個数が変動することがあります。

チ 第8回新株予約権

新株予約権の数	9,000個（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-8）の3.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-8）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2023年3月1日 至 2026年2月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-8）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-8）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-8）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第8回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年1月22日開催の取締役会決議の新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第8回新株予約権の個数が変動することがあります。

【その他新株予約権等の状況】

(訂正前)

(前略)

イ 第9回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
新株予約権の数	4,270個(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書(別紙2-9)の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書(別紙2-9)の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書(別紙2-9)の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書(別紙2-9)の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書(別紙2-9)の11.をご参照ください。

(注) 2019年2月7日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第9回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第9回新株予約権の個数が変動することがあります。

□ 第10回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-10）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-10）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,342円（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：836,562,400円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-10）の9.を参照。）。
新株予約権の数	3,572個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-10）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-10）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-10）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月7日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第10回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第10回新株予約権の個数が変動することがあります。

八 第11回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-11）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-11）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,800円（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：1,473,920,000円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-11）の9.を参照。）。
新株予約権の数	5,264個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-11）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-11）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-11）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月7日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第11回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月7日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第11回新株予約権の個数が変動することがあります。

(訂正後)

(前略)

イ 第9回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
新株予約権の数	4,270個(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書(別紙2-9)の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書(別紙2-9)の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書(別紙2-9)の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書(別紙2-9)の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書(別紙2-9)の11.をご参照ください。

(注) 2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第9回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第1回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第9回新株予約権の個数が変動することがあります。

□ 第10回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-10）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-10）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,342円（但し、株式交換契約書（別紙2-10）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は357,200株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：836,562,400円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-10）の9.を参照。）。
新株予約権の数	3,572個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-10）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-10）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-10）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-10）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-10）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第10回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第2回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第10回新株予約権の個数が変動することがあります。

八 第11回新株予約権

	最終事業年度末現在 (2018年11月30日)
行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 特質	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株、割当株式数（株式交換契約書（別紙2-11）の4.に定義する。）は100株で確定しており、株価の変動により行使価額（株式交換契約書（別紙2-11）の5.に定義する。）が修正されても変化しない（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の4.記載のとおり調整されることがある。）。他方、株価の変動により新株予約権の行使価額が本欄第2項のとおり修正される場合、新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限：2,800円（但し、株式交換契約書（別紙2-11）の5.記載のとおり調整されることがある。） 5 割当株式数の上限：新株予約権の目的となる株式の総数は526,400株 6 新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額である。）：1,473,920,000円（但し、新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。） 7 新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、株式交換契約書（別紙2-11）の9.を参照。）。
新株予約権の数	5,264個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	株式交換契約書（別紙2-11）の4.をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式交換契約書（別紙2-11）の5.をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 2019年6月1日 至 2021年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式交換契約書（別紙2-11）の6.をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式交換契約書（別紙2-11）の8.をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式交換契約書（別紙2-11）の11.をご参照ください。

（注）2019年2月27日現在における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数を基に算出しております。ただし、当社は、本株式交換に際して、基準時における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」保有者に対し、当該新株予約権1個に代わり、当社の第11回新株予約権1個を交付いたしますので、2019年2月27日時点における「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の個数が基準時まで「スター・マイカ2018年8月30日開催の取締役会決議の2018年第3回新株予約権」の行使等により変動した場合には、実際に当社が交付する第11回新株予約権の個数が変動することがあります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

役員報酬等

(訂正前)

イ．取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で定めるものとする予定であります（ただし、当社が監査等委員会設置会社に移行するまでの取締役の報酬限度額は、2018年2月26日付の臨時株主総会において年間300百万円と決議する予定で、また監査役の報酬限度額は、同臨時株主総会において年間60百万円と決議する予定です。）。

(後略)

(訂正後)

イ．取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で定めるものとする予定であります（当社が監査等委員会設置会社に移行するにあたり、2019年5月の臨時株主総会において取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年間300百万円、また監査等委員である取締役の報酬限度額を年間60百万円と決議する予定です。）。

(後略)

株式の保有状況

(訂正前)

(前略)

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的ある投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
スター・マイカ株式会社	2,994,000	5,308,590	長期的・安定的な取引関係の維持

(後略)

(訂正後)

(前略)

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
スター・マイカ株式会社	2,974,000	5,308,590	長期的・安定的な取引関係の維持

(後略)

第5【経理の状況】

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【注記事項】

(追加情報)

当事業年度（自 2018年5月1日 至 2018年11月30日）

（株式交換による持株会社体制への移行）

(訂正前)

当社は、2018年11月1日の当社取締役会において、2019年6月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、スター・マイカとの間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換は、2019年2月26日に開催予定の当社臨時株主総会での承認及び同日開催予定のスター・マイカ定時株主総会での承認を前提としており、本株式交換の実施によりスター・マイカの株式は上場廃止となりますが、スター・マイカの株主の皆様新たに交付される当社株式につきましては、当社がテクニカル上場を申請し、2019年6月1日に上場することを予定しておりますので、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

（中略）

(訂正後)

当社は、2018年11月1日の当社取締役会において、2019年6月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、スター・マイカとの間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換は、2019年2月26日に当社及びスター・マイカの株主総会において承認されました。本株式交換の実施によりスター・マイカの株式は上場廃止となりますが、スター・マイカの株主の皆様新たに交付される当社株式につきましては、当社がテクニカル上場を申請し、2019年6月1日に上場することを予定しておりますので、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

（中略）

2. 本株式交換の要旨

(2) 本株式交換の方式

(訂正前)

当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、当社については、2019年2月26日に開催予定の臨時株主総会の決議により、スター・マイカについては、2019年2月26日に開催予定の定時株主総会の決議により、それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定であります。

(訂正後)

当社を株式交換完全親会社、スター・マイカを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は、2019年2月26日に当社及びスター・マイカの株主総会の決議により、それぞれ本株式交換契約の承認を受けました。

（持株会社体制移行後のグループ再編（吸収分割））

1．本吸収分割の要旨

（1）本吸収分割の日程

（訂正前）

取締役会決議日（両社）	2018年11月1日（木）
会社分割契約書締結日（両社）	2018年11月1日（木）
臨時株主総会決議日（当社）	2019年2月26日（火）（予定）
定時株主総会決議日（スター・マイカ）	2019年2月26日（火）（予定）
会社分割実施予定日（効力発生日）	2019年6月1日（土）（予定）

（訂正後）

取締役会決議日（両社）	2018年11月1日（木）
会社分割契約書締結日（両社）	2018年11月1日（木）
臨時株主総会決議日（当社）	2019年2月26日（火）
定時株主総会決議日（スター・マイカ）	2019年2月26日（火）
会社分割実施予定日（効力発生日）	2019年6月1日（土）（予定）

（2）本吸収分割の方式

（訂正前）

本株式交換の効力発生を条件として、スター・マイカを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。本吸収分割は、当社及びスター・マイカの双方ともに、2019年2月26日に開催予定の株主総会の決議により、本吸収分割契約の承認を受けた上で行う予定であります。

（訂正後）

本株式交換の効力発生を条件として、スター・マイカを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。本吸収分割は、2019年2月26日に当社及びスター・マイカの株主総会の決議により、それぞれ本吸収分割契約の承認を受けました。

（3）【その他】

（訂正前）

スター・マイカの最近2事業年度に係る財務諸表については、スター・マイカの有価証券報告書（2018年2月26日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

スター・マイカの最近2事業年度に係る財務諸表については、スター・マイカの有価証券報告書（2019年2月27日提出）をご参照下さい。

第六部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第17期）（自 2016年12月1日 至 2017年11月30日）2018年2月26日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第18期第1四半期（自 2017年12月1日 至 2018年2月28日）2018年4月6日関東財務局長に提出

事業年度第18期第2四半期（自 2018年3月1日 至 2018年5月31日）2018年7月6日関東財務局長に提出

事業年度第18期第3四半期（自 2018年6月1日 至 2018年8月31日）2018年10月5日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

スター・マイカが上記の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2019年2月7日）までに提出した臨時報告書は次のとおりです。

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づき、2018年2月26日関東財務局長に提出

・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）、第4号（主要株主の異動）及び第6号の2（株式交換）の規定に基づき、2018年11月1日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

・2018年11月1日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、2019年2月5日関東財務局長に提出

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（第18期）（自 2017年12月1日 至 2018年11月30日）2019年2月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。